

令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人鳥取大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和2年度の経緯

環境配慮契約法基本方針に基づき、可能なものについて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結した。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約、⑤建築物の設計に係る契約、⑥建築物の維持管理に関する契約、並びに⑦産業廃棄物の処理に係る契約のうち、①及び②について、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

①電気の供給を受ける契約

環境配慮契約（裾切り方式）による入札を3件実施した。

②自動車の購入及び賃貸借に係る契約

環境配慮契約（総合評価落札方式）による入札を1件実施した。

なお、⑤建築物の設計に係る契約については12件、⑦産業廃棄物の処理に係る契約については3件の契約を行ったが、環境配慮契約は実施しなかった。

また、③船舶の調達に係る契約、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約、⑥建築物の維持管理に関する契約については該当する案件がなかった。